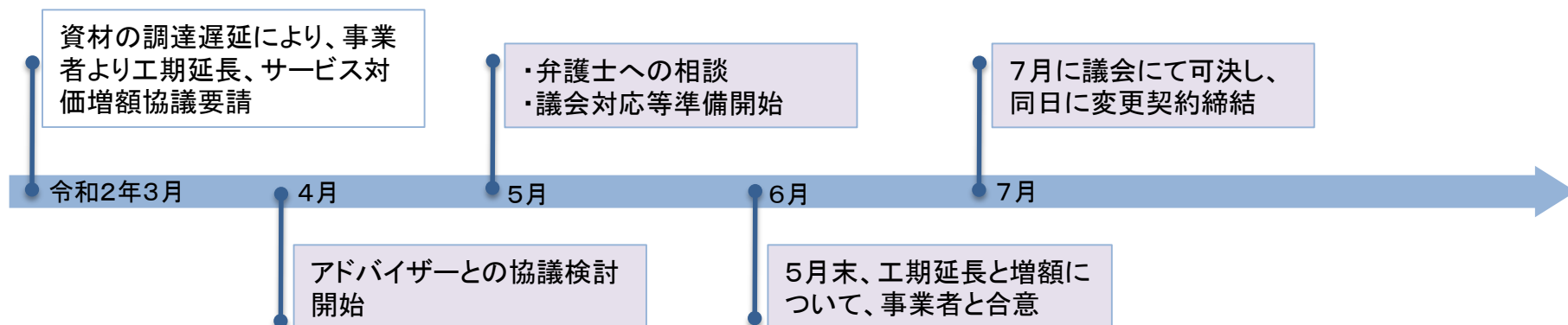


(R2年度) PFI事業への影響にかかる対応事例等 ①

■事例1 施工期間・サービス対価の変更

事業形態 : 学校給食センター整備運営事業(BTO方式/サービス購入型:建設工事期間中)

協議内容	契約条項等	協議の経緯・協議結果	変更の際する対応
建設工事期間中、資材調達遅延による工期延長と、これに伴い発生した建設工事費増によるサービス対価の変更	工期の変更に伴う費用負担として、「不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により工期が変更された場合、遅延に伴い事業者が負担した合理的な増加費用を事業者が支払うものとする」と事業契約書内で規定	<ul style="list-style-type: none">令和2年3月時点で、事業者からの情報共有により、工期変更の必要性を把握工期変更に伴う費用負担が論点となり、アドバイザーや弁護士と確認。工期延長に伴う工事費の増額分については、事業者から出てきた数字をもとに、経費率の妥当率性等についてアドバイザーに相談したが、妥当性が認められたため、この点について特に事業者との協議を要していない令和2年4月8日付「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について(国土交通省)」をもとに、本件は事業者の責によらないものと整理し、管理者が増額費用を負担することで合意	<ul style="list-style-type: none">サービス対価の変更にかかる契約変更は、地方自治法及び条例に則り対応した条例の中には変更契約に関する但し書きがないため、契約金額の多寡に関わらず、金額の変更があった場合には議決を要するという理解で対応

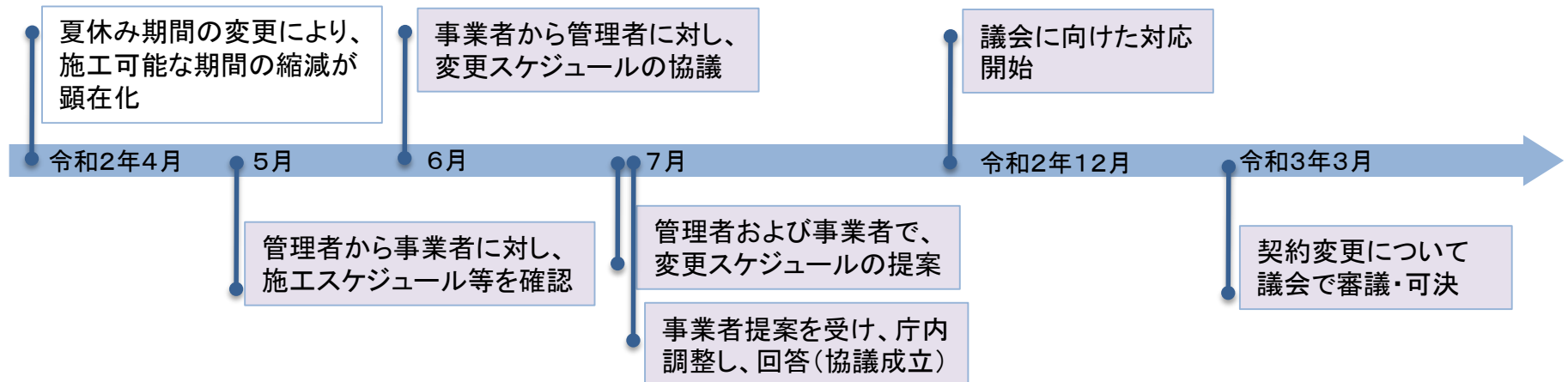


(R2年度) PFI事業への影響にかかる対応事例等 ②

■事例2 施工期間の変更

事業形態 : 学校空調設備更新事業(BTO方式／サービス購入型: 施工期間中)

協議内容	契約条項等	協議の経緯・協議結果	変更の際する対応
<p>契約締結当初に施工期間として想定していた、学校の夏休み期間が短縮されたことに伴う、施工スケジュールの変更</p>	<p>施工期間の変更に関して、「事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期等を遵守できないことを理由としてその変更を請求した場合、管理者および事業者は協議により当該変更の可否を定める」と事業契約書内で規定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年春の時点で、学校の夏休みが短くなり施工可能な期間が縮減されることが分かっていたため、管理者より施工スケジュール等を確認 ・当初の契約で定められていた施工期間内での調整が困難であることを踏まえ、事業者の提案に沿って、施工期間および事業期間を繰り延べする方向で庁内調整の後、回答、協議成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工期間の延長については、当初PFI事業契約で定めた契約期間に変更を行うものであるとし、契約変更に関して再度PFI法に基づき議会の承認を得た ・また、施工期間の変更に伴い、PFIの事業契約に関しあらかじめ債務負担行為の変更(期間延長)を行った

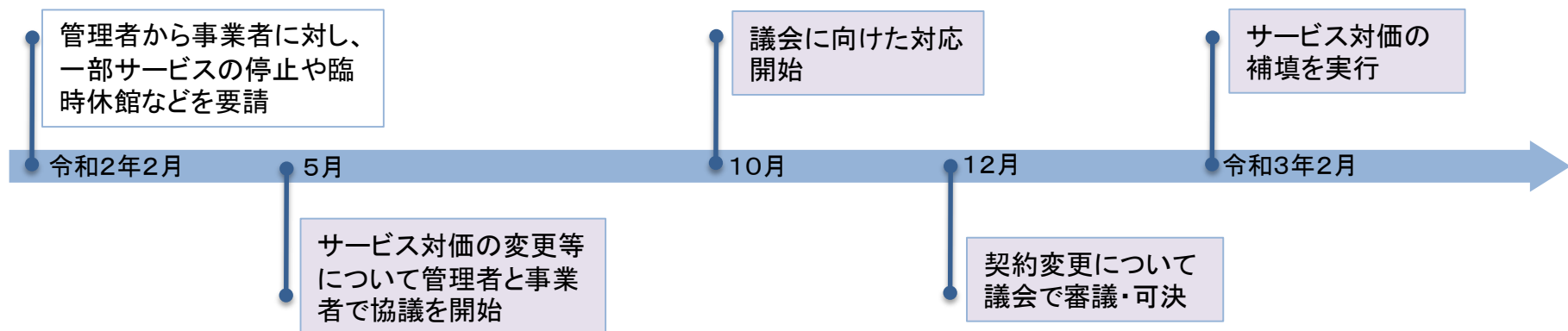


(R2年度) PFI事業への影響にかかる対応事例等 ③

■事例3 要求水準・サービス対価の変更

事業形態 : スポーツ施設整備運営事業(BTO方式/混合型:指定管理者による管理期間中)

協議内容	契約条項等	協議の経緯・協議結果	変更の際する対応
管理者の指示による要求水準の変更(臨時休館や一部施設の利用停止、利用人数制限等)と、それに伴うサービス対価の変更	要求水準書の変更事由として、「新型インフルエンザ等の感染症の流行」を定めており、上記に該当する場合、「サービス対価の変更の有無等を含め管理者と事業者で協議する」旨を事業契約書内で規定	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年2月以降、管理者から事業者の一部サービスの休止や臨時休館などを要請 ・施設の臨時休館措置を不可抗力として扱うか等、アドバイザーにも意見を求めたうえ、今回の休館等による要求水準の変更は、リスク分担に定める「管理者側の帰責事由による変更」として対応することとし、サービス対価の補填について事業者と協議することとした ・サービス対価の補填額の積算は、事業者から提出された実績などを基に収入・支出の増減を踏まえて検討し、方向性を事業者と合意 ・施設再開後の利用人数制限に伴う減収分については、昨年度の利用料金収入の実績をもとに、令和2年9月分までは昨年度実績との差額分を補填することとした ・補填の考え方については、他の施設と足並みを揃えたわけではなく、事業毎の個別協議で対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス対価の補填に際し、契約額の変更は軽微な金額であったとしても、PFI事業契約の当初議決の変更となるため、議会議決を要すこととなり、契約の一部変更について議会の承認を得た ・サービス対価の補填額の積算に際して、事業者から事業契約書内に規定されている業務要求水準書の変更に伴うサービス対価の変更についての協議書、及び算出根拠資料を管理者に提出し、これを根拠として管理者は議会へ説明



■事例4 支払スケジュールの変更

事業形態 : 観光等施設運営事業(コンセッション方式/独立採算型:維持管理・運営期間中)

協議内容	契約条項等	協議の経緯・協議結果	変更の際する対応
新型コロナウイルス感染症に伴う影響を考慮し、事業者の支払いスケジュールの変更を協議	支払スケジュールの変更に際し、運営権事業の実施契約における補則として、「契約に定めのない事項について、解釈の疑義が生じたときは、都度協議を行い定める」と規定されており、これを根拠とした	・令和2年4月に事業者から経営支援の要請を受け、協議・検討を開始 ・支援は事業者の経営支援の枠組みで実施することとした ・うち、運営権事業の実施契約においては、事業者の経営状況を勘案し、運営権対価の支払計画を変更(運営権対価の支払いを一部繰り延べ)することとした	・事業契約締結時の根拠法はPFI法としており、運営権事業は、運営権の設定のみが議会の議決事項となっており、支払い計画変更にかかる契約変更について議会議決は不要であった ・本件は、支払スケジュールの変更のみであり、運営権対価の金額は変更していないことから、議会の議決は要していない

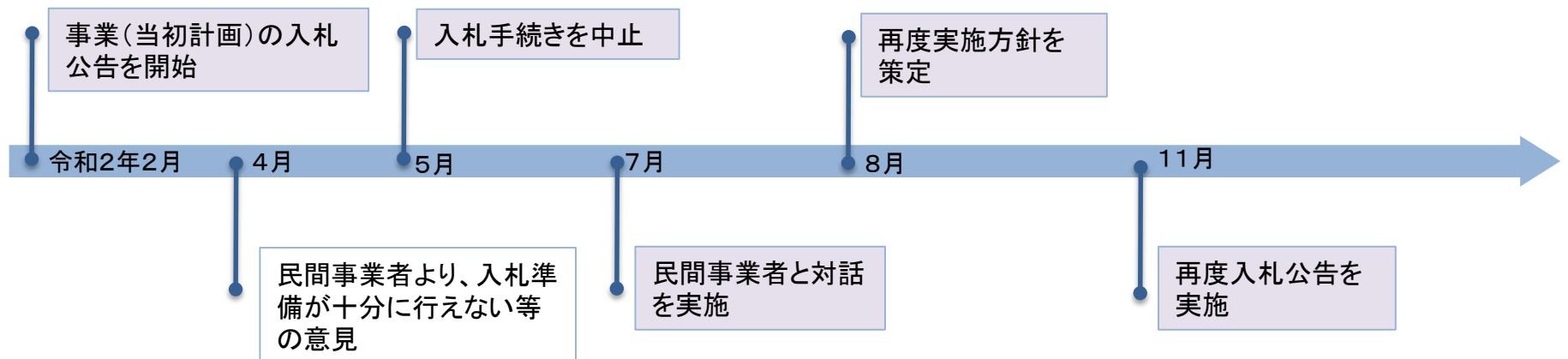
※協議、対応等のスケジュールは非開示

(R2年度) PFI事業への影響にかかる対応事例等 ⑤

■事例5 事業内容の柔軟な見直し

事業形態 : 産業支援拠点整備等事業 (BT+コンセッション方式/独立採算型:入札公告段階)

経緯	見直した内容	変更の際する対応
民間事業者の入札準備が十分に行えない等の意見を踏まえ、入札手続を一旦中止し、民間との対話を行ったうえで、コロナ禍後に予想される社会環境の変化を考慮した事業内容へと変更	<ul style="list-style-type: none"> ・先行きの見通しが不透明であり、需要変動リスクの軽減や、事業スキーム等も含めた事業の仕切り直しのしやすさ等を考慮し、運営期間を短縮した ・ウィズコロナ・ポストコロナ下のニーズ変化等を見据え、施設の規模などについては要求水準で固めてしまうのではなく、事業者の提案事項とすることで柔軟性を確保した ・社会環境の変化による利用料金収入等の減少リスクを考慮し、当初想定の実業計画に対して運営権対価の最低提案価格を縮減した 	条件等の見直しを行い事業の枠組みが大きく変わったことにより、再度、実施方針の策定等を行った



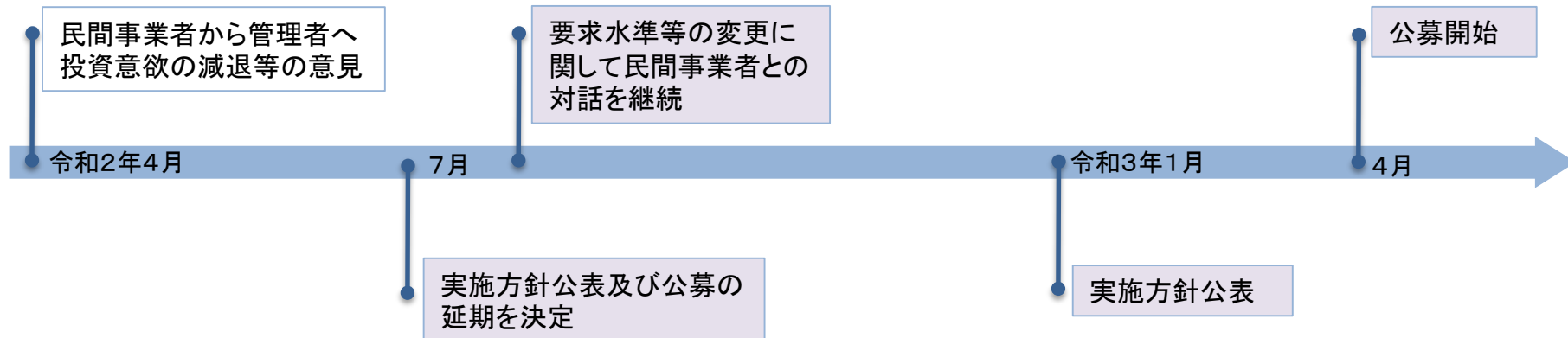
※当スケジュールはこの調査の主旨に係る事項のみ記載

(R2年度) PFI事業への影響にかかる対応事例等 ⑥

■事例6 実施方針の公表時期等スケジュールの見直し

事業形態 : 観光施設等事業 (BTO+既存施設指定管理+設置許可方式/運営は独立採算型:実施方針公表準備段階)

経緯	見直した内容	変更の際する対応
<p>実施方針の公表に向けた準備を行っていたが、民間事業者の投資意欲の減退等を受け、事業開始までのスケジュールや、要求水準等を見直した</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方針のリスク分担における需要変動リスクの不可抗力の内容として、コロナや疫病、パンデミック等に関する公衆衛生上の事態についても明記し、緊急事態宣言や市の指示等により営業が停止した場合は、管理者が損失を負担することとした ・民間事業者と対話を行い、施設の整備時期(段階的な整備等の許容)や宿泊施設の室数、宿泊形態について見直すよう要望を受け、要求水準書では宿泊施設の室数、宿泊施設の形態を問わないこととするなど、要求水準を見直した 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍による影響を確認するため、民間事業者との対話を重ね、本件事業への参画が厳しくなったことを確認 ・その後も、実施方針の公表時期等を再度検討し、要求水準の見直しを行うため、民間事業者との対話を継続



(R2年度) PFI事業への影響にかかる対応事例等 ⑦

■事例7 入札手続きスケジュールの見直し

事業形態 : 余熱利用施設再整備事業 (BTO方式/混合型: 入札公告段階)

経緯	見直した内容	協議の経緯・協議結果	変更の際する対応
入札公告を行い、手続きを進めていたが、事業スケジュールの遅延を懸念し、臨時に民間事業者との対話期間を設け、要求水準の見直しについて協議した	事業スケジュールの変更	<ul style="list-style-type: none">・要求水準に定められていた飲食サービスの提供は、当面は自販機等により無人化で対応したい旨、事業者から管理者へ要望。事業者より提出されたプランが、有人対応と同等と管理者に認められた(要求水準の変更等の必要なし)・事業者からはその他、緊急時の光熱水費の増額について管理者での負担を要望されたが、緊急時には不可抗力条項に則って対応することとしたため、事業契約書(案)の変更は行わないこととした	事業スケジュールのみ見直すこととして、庁内で調整

